

○海老名市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則

平成 27 年 3 月 30 日

規則第 8 号

海老名市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、海老名市防犯カメラの設置及び運用に関する条例(平成 27 年条例第 11 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(届出義務者)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項に規定する防犯カメラ設置運用基準等の届出義務者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市
- (2) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体
- (3) 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)
- (4) 商店会(商店街において組織される団体で、商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)又は中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づいて法人格を付与されたもの以外のもの)
- (5) 市民を主体に構成される犯罪防止のために自主的な活動を行うもの
- (6) 自治会(第 2 号に該当するものを除く。)
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(防犯カメラ設置運用基準)

第 4 条 条例第 4 条に規定する防犯カメラ設置運用基準に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラの設置目的に関すること。

- (2) 防犯カメラの設置年月日に関する事。
- (3) 防犯カメラの設置台数に関する事。
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域及び配置に関する事。
- (5) 防犯カメラの設置の表示に関する事。
- (6) 防犯カメラ管理責任者の設置及び指定に関する事。
- (7) 防犯カメラ取扱者の設置及び指定に関する事。
- (8) 防犯カメラの機器構成に関する事。
- (9) 画像データの保管場所、保管方法、保管期間及び廃棄方法に関する事。
- (10) 条例第6条第1項第5号及び同条第2項の画像等の利用及び提供並びに条例第7条の画像データの開示の方法に関する事。
- (11) 前号の利用、提供及び開示の請求に要する費用の徴収に関する事。
- (12) 苦情の処理に関する事。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適切な管理及び運用に関し市長が必要と認める事。

(防犯カメラ設置運用基準の届出等)

第5条 条例第4条第1項前段の規定により防犯カメラを設置しようとする者は、防犯カメラを設置しようとする日の14日前までに、防犯カメラ設置運用基準届(第1号様式)により市長に届け出なければならない。

2 条例第4条第1項後段の規定により防犯カメラ設置運用基準の内容の変更の届出をしようとする者は、その内容の変更をしようとする日の14日前までに、防犯カメラ設置運用基準変更届(第2号様式)により市長に届け出なければならない。

(防犯カメラ廃止届)

第6条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラを廃止したときは、速やかに、防犯カメラ廃止届(第3号様式)により市長に届け出なければならない。

(市の防犯カメラ管理責任者等)

第7条 市が防犯カメラ設置者となる場合における防犯カメラ管理責任者(以下「市の防犯カメラ管理責任者」という。)は、当該防犯カメラを設置し、又は管理する

課等の長(海老名市予算決算会計規則(平成10年規則第21号)第2条第5号に規定する課等の長をいう。)をもってこれに充てる。

- 2 市の防犯カメラ管理責任者は、所属職員のうちから防犯カメラ取扱者を指定しなければならない。ただし、指定管理者にその管理を行わせる施設及び契約によりその管理業務を委託する施設(以下「指定管理施設等」という。)において、次条第1項の規定により防犯カメラの管理及び運用に関する事務の全部又は一部を、当該指定管理施設等に係る指定管理者又は管理業務受託者(以下「指定管理者等」という。)に行わせる場合は、この限りでない。
- 3 市の防犯カメラ管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用の状況について、防犯カメラ運用状況報告書(第4号様式)により、年1回以上その内容を市長に報告するものとする。

(指定管理施設等の措置)

第8条 市の防犯カメラ管理責任者は、必要があると認めるときは、指定管理施設等における防犯カメラの管理及び運用に関する事務の全部又は一部を、当該指定管理施設等に係る指定管理者等に行わせることができる。この場合において、市の防犯カメラ管理責任者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、指定管理者等に対し個人情報の保護に関し十分な措置を講じるよう求めるとともに、条例及びこの規則を遵守するよう義務付けなければならない。

- 2 前項の規定により防犯カメラの管理及び運用に関する事務の全部又は一部を指定管理者等に行わせる場合には、市の防犯カメラ管理責任者は、必要があると認めるときはいつでも当該指定管理施設等を実地に調査し、又は当該防犯カメラの管理及び運用の状況に関し指定管理者等に報告を求め、若しくはこれに必要な指示を行うことができる。

(令和4規則32・一部改正)

(画像データの保管期間)

第9条 条例第6条第1項第4号の規則で定める保管期間は、画像データとして記録された日から7日間(市長が正当な理由があると認める場合にあつては、市長が相

当と認める期間)の範囲内において防犯カメラ設置者が定める期間とする。ただし、市が防犯カメラ設置者となる場合における画像データの保管期間は、市長が別に定めるものとする。

(勧告)

第 10 条 条例第 9 条第 2 項の規定による勧告は、勧告書(第 5 号様式)により行うものとする。

(公表)

第 11 条 条例第 10 条第 1 項の規定による公表は、海老名市公告式条例(昭和 30 年条例第 3 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示し、並びに市の広報紙及び市ホームページに掲載するものとする。

(補則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 19 日規則第 32 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

防犯カメラ設置運用基準届

海老名市長 殿

住 所

氏 名

電 話

（法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり防犯カメラの設置運用基準を定めたので、海老名市防犯カメラの設置
及び運用に関する条例第 4 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

防犯カメラ設置運用 基準の名称	
防犯カメラ管理責任者	住所

	氏名
	電話
防犯カメラ設置年月日	年 月 日
防犯カメラ設置台数	
添付書類 (①及び②の書類は 必ず添付すること。)	<p>① <input type="checkbox"/> 防犯カメラ設置運用基準</p> <p>② <input type="checkbox"/> 撮影対象区域及び防犯カメラの配置箇所並びに 防 犯カメラを設置している旨を表示する箇所を記載 し た図面</p> <p>③ <input type="checkbox"/> その他</p> <p>※添付する書類にチェックをすること。</p>

年 月 日

防犯カメラ設置運用基準変更届

海老名市長 殿

住 所

氏 名

電 話

（法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり防犯カメラの設置運用基準の内容を変更するので、海老名市防犯カメラの設置及び運用に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

記

防犯カメラ設置運用 基準の名称	
防犯カメラ管理責任 者	住所 氏名 電話
変更する事項	（変更前）

	(変更後)
変更する年月日	年 月 日
変更する理由	
添付書類 (変更に係る書類を 添付すること。)	<p>① <input type="checkbox"/> 防犯カメラ設置運用基準</p> <p>② <input type="checkbox"/> 撮影対象区域及び防犯カメラの配置箇所並びに 防 犯カメラを設置している旨を表示する箇所を記載 した図面</p> <p>③ <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>※添付する書類にチェックをすること。</p>

第3号様式 (第6条関係)

年 月 日

防犯カメラ廃止届

海老名市長 殿

住 所

氏 名

電 話

(法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり防犯カメラを廃止したので、海老名市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

記

廃止場所	
廃止台数	台
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

年 月 日

海老名市長 殿

防犯カメラ管理責任者

職

氏名

防犯カメラ運用状況報告書

海老名市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

設置場所	
防犯カメラ設置台数	台
海老名市防犯カメラの設置及び運用に関する条例第6条第2項の規定による利用及び提供並びに第7条第2項の規定による開示の有無	有 ・ 無 有の場合は、その年月日、相手先、目的、方法等

その他特記事項	

第 号
年 月 日

海老名市長 印

勸 告 書

海老名市防犯カメラの設置及び運用に関する条例第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり勸告します。

記

勸告の内容	
勸告の理由	

--	--